

産業廃棄物処理計画書

平成23年6月15日

鳥取県知事 様

提出者

押印は
不要です。

住所 米子市 町1-1
氏名 (株)減量とっとり 米子工場
工場長
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0859-

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	(株)減量とっとり 米子工場		
事業場の所在地	米子市 町1-1	複数年の計画とすることもできます。	
計画期間	平成23年4月1日～平成24年3月31日		
当該事業場において現に行っている事業に関する事項			
事業の種類	業		
事業の規模	昨年度の製造品出荷額 125,000千円		
従業員数	115人		
産業廃棄物の一連の処理の工程	ガラスくず等 ・ 再生処理業者へ委託 再生骨材として再資源化 ・ 再生出来ないものは最終処分委託 埋立 廃油 ・ 自社焼却		

日本標準産業分類の区分を記入してください。

業種に応じ事業規模が分かるような前年度実績を記入してください。

- ・ 製造業：製品出荷額
- ・ 建設業：元請完成工事高
- ・ 医療機関：病床数

産廃の発生から最終処分が終了するまでの一連の処理工程（委託処理の場合は、委託内容）を記入してください。書ききれない場合は、「別紙のとおり」とし、別紙を添付してください。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙のとおり		担当者、責任者の役職や役割を記載してください。 (担当者の名前は記載不要) 書ききれない場合は、「別紙のとおり」とし、別紙を添付してください。	
産業廃棄物の排出の抑制に関する			
現状	【前年度(平成22年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラスくず等	廃油
	排出量	1,200 t	100 t
	(これまでに実施した取組) 製品の歩留まりを高めることにより、ガラスくず等の排出量を削減した。(削減量 約100トン)		
計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラスくず等	廃油
	排出量	1,200 t	80 t
	(今後実施する予定の取組) 一部の廃油を循環利用することにより、排出削減を行う。(削減量 20トン/年)		
産業廃棄物の分別に関する事項			
現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ガラスくず等と廃油を分別し、その他のものが混合しないよう保管。		
計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ガラスくず等のリサイクルを進めるため、ガラスくず等を品質別に分別する。		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
現状	【前年度（平成22年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラスくず等	廃油
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 特になし。		
計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラスくず等	廃油
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	80 t
	（今後実施する予定の取組） 廃油をボイラー燃料として利用する。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
現状	【前年度（平成22年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラスくず等	廃油
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	100 t
（これまでに実施した取組） 廃油を自社の焼却施設で焼却している。			
計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラスくず等	廃油
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
（今後実施する予定の取組） 廃油をボイラー燃料として利用することにより、自社焼却を廃止する。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
現状	【前年度（平成22年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラスくず等	廃油
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) なし。		
計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラスくず等	廃油
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) なし。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
現状	【前年度（平成22年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラスくず等	廃油
	全処理委託量	1,200 t	0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	1,000 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	200 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・再生利用可能なものは、再生利用業者へ委託している。 ・マニフェストによる最終処分の確認を徹底するとともに、毎年、現地確認を行い、処理業者に問題がなく、適正処理されていることを確認している。		

優良認定処理業者と再生利用業者又は認定熱回収業者が重複する場合は、それぞれ該当箇所に計上し、重複内容を記載すること。

【目標】		
産業廃棄物の種類	ガラスくず等	廃油
全処理委託量	1,200 t	0 t
優良認定処理業者への処理委託量	1,200 t	0 t
再生利用業者への処理委託量	1,150 t 優良業者と重複	0 t
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
計画	(今後実施する予定の取組)	
	・ 可能な限り、再生利用業者へ委託する。 ・ 再生利用できないものについては、優良認定業者へ委託する。	
事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) 欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) 欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) 欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「 」を記入すること。
- 7 欄は記入しないこと。

廃棄物処理統括責任		米子工場長
廃棄物担当		環境管理課（組織人数 人）
役割	米子工場環境管理委員会	<p>廃棄物の発生抑制、再生処理、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。</p> <p>委員長：米子工場長、委員：関連部署課長、事務局：環境管理課</p>
	廃棄物処理統括責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理方針の策定 ・ 米子工場の廃棄物管理規定の策定・改廃 ・ 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理計画の作成 ・ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ・ 処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ・ 委託契約の締結 ・ 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理 ・ 特別管理産業廃棄物管理責任者、技術管理者等の設置 ・ 監督官庁への各種報告 ・ 社員、関連企業に対する教育・啓発 ・ 各作業所に対する情報提供、支援及び指導 ・ その他関係する事項

